

マイナンバーカードの申請はお早めに!!

マイナンバーカードの申請をしてください。

役場住民課は、申請手続きの代行サービスを行っています。顔写真の撮影からオンライン申請まで全て住民課職員が無料で代行します。休日申請受付窓口もありますので、ご家族揃って役場住民課へお越しください。交付申請書が無い方は、手ぶらで大丈夫です。

通知カードは廃止されています。

住所や氏名に変更があるとマイナンバーを証明する書類として使用することができません。マイナンバーは就職やアルバイトをする際にも必要です。**マイナンバーカードの申請をお急ぎください。**



5月の休日申請受付・交付窓口

とき 5月22日(土) 午前9時～正午 **ところ** 役場住民課窓口

マイナンバーカードの受け取りもできます。ただし、休日窓口での受け取りは来庁者が多数のため、長時間の待ち時間が生じることをあらかじめご了承ください。

※携帯電話をお持ちください。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、準備が整うまでの間は庁舎の外でお待ちいただき、準備が整い次第、順次電話でお呼びします。

※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

いいこといっぱい4つのメリット

① 健康保険証としてずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引っ越ししても保険証の切り替えを待たずに、マイナンバーカードで受診できます。※保険者への加入の届出は引き続き必要です。

② 窓口への書類の持参が不要に!

オンラインによる医療保険資格の確認により、高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要になります。

③ 健康管理や医療の質が向上!

患者の同意のもと、医師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を、薬剤師も薬剤情報を確認できます。また、マイナポータルサイトで自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できます。

④ 医療費控除も便利に!

マイナポータルサイトで自分の医療費情報を確認できます。確定申告でも、マイナポータルサイトから医療費情報を取得することで、医療機関等の領収書が無くても手続きができます。

注 健康保険証として利用するには事前にマイナポータルサイトで登録が必要です。



医療機関や薬局の窓口職員がマイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても他人があなたのマイナンバーを使って手続きをすることはできない仕組みになっています。マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫です。



問合せ先 役場 住民課 内線121・174